

研究費の不正使用防止について

昨今、他大学における公的研究費の不正使用が相次いで報道され、大学及び研究者に対する期待や信頼を失わせる事態となっておりますことは、誠に残念なことと感じております。

本学では、これまでも国等の各規程や「研究の倫理・安全に関する指針」等の学内ルールに基づき、適正で透明性の高い研究活動及び研究資金の運営・管理に努めてまいりました。今後も、教職員の倫理意識を高め、法令遵守を徹底するとともに、学内ルールの見直しを行い、下記及び別図に示すとおり、研究活動に係る責任と権限の体系を明確にして、管理・監査体制の整備、不正防止計画の策定・推進を図り、社会の信頼を得られる、保健・医療・福祉の教育・研究拠点として、地域に貢献してまいりたいと考えております。

なお、本学における、不正行為等の通報窓口は、研究倫理・安全委員会（097-586-4300）、研究費に係る使用ルール及び事務処理等の相談窓口は事務局財務グループ（097-586-4302）に設置しております。

記

（最高管理責任者）

- 1 最高管理責任者は、学長とする。学長は、学内全体を統括し、研究活動（研究費の執行を含む以下同じ。）の運営・管理について、最終責任を負う。

（統括管理責任者）

- 2 統括管理責任者は、学部長とする。学部長は、学長を補佐し、研究活動の運営・管理について、学内全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

（経理事務責任者）

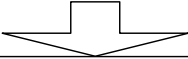
- 3 経理事務責任者は、事務局長とする。事務局長は、学長を補佐し、研究費の経理事務について、実質的な責任と権限を持つ。

平成19年11月1日

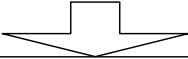
大分県立看護科学大学
学長 草間朋子

研究活動の透明性の確保について

他大学における研究費の不正使用の発生



文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等の通知



本学における対応

研究活動全般に渡る透明性を確保するとともに、研究費(①大学研究費、②国等研究費、③その他の団体からの研究費)の適正な取扱いについて、下記のとおり定める。

○公立大学法人大分県立看護科学大学における研究の倫理・安全に関する指針

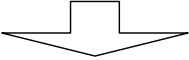
・研究活動全般に渡る、教職員の行動規範並びに不正等への対応について規定

○研究活動の管理に関する取扱いについて(伺定)

・研究活動に係る基本的組織等について規定

○その他の取扱い

- ・内部監査について(伺定)
→研究活動の監査の実施等を規定
- ・科学研究費補助金等に関する事務取扱いについて(伺定)
→研究費の具体的事務取扱いを規定～①大学研究費については、学内規程による。
- ・不正防止計画
→不正の発生要因に対する対応策を規定



研究活動に係る執行・監督・監査体制

